

草津市就学前教育・保育施設
保護者様

草津市子ども未来部
幼児課長

オミクロン株の特徴を踏まえた就学前教育・保育施設における濃厚接触者の特定および休園基準の運用について（通知）

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株が主流である間は、当該株の特徴を踏まえ、感染状況などの地域の実情に応じて、発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について、令和4年3月16日付け厚生労働省通知で示されました。

また、滋賀県においても保健所による積極的疫学調査の集中化により、保育所等で感染者が発生した場合でも施設調査が行われないこととされ、今後は各施設において必要に応じて保健所からの助言を受けるなどして、施設の継続や行動制限の判断を行うよう通知されたところです。

これに伴い、草津保健所の対応を踏まえ、市内就学前教育・保育施設で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定および休園基準について本日（4月22日）から下記のとおりとします。

今後も保護者の皆様と共に子どもたちが安心して過ごせる環境を整えていきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の特定および行動制限について

感染者が発生した場合、各施設において保健所の基準に基づき、必要に応じて保健所からの助言を受けて濃厚接触者を特定し、保護者へ連絡いたします。

濃厚接触者に特定された旨の連絡を受けた場合は、陽性者との最終接触の日の翌日から7日間は健康観察し、登園を含めた不要不急の外出は控え、他の人との接触をしないようにしてください。

2 臨時休園の判断基準

オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能維持のため保育を保障する観点から、施設と市との協議のうえ、期間や範囲を決定します。

【臨時休園の基準】

- 施設による行動調査の結果、濃厚接触者が特定され、感染拡大の可能性がある場合。（原則3日間、感染状況に応じて期間の延長や短縮をする場合があります。）

【臨時休園の範囲】

○濃厚接触者の特定状況により、全面休園もしくは、部分休園（学級、学年、フロア、棟）を行います。

3 臨時休園等に伴う利用者負担額の日割り対応について

- (1) 感染者の発生に伴い、臨時休園となった場合
→ 休園期間について日割り対応
- (2) 在園児が陽性・濃厚接触者に特定された場合
→ 陽性が判明した日・濃厚接触者に特定された日の翌日から出席停止期間が終了するまでの期間について日割り対応
- (3) 本人に症状があり、保健所や病院の指示でPCR検査を受けた場合（抗原検査は含みません）
→ PCR検査を受けた日の翌日から結果が判明するまでの期間について日割り対応

4 お願い

- * 園児に体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は登園を控えてください。
- * 園児や御家族が、医療機関等でPCR検査や抗原検査を受けることとなった場合は、必ず、施設にお知らせください。
- * 御家族が濃厚接触者に特定された場合、園児の送迎については、濃厚接触者でない方が送迎していただきますようお願いいたします。
- * 引き続き各御家庭にて、新型コロナウイルス感染症の防止対策をお願いいたします。
- * 感染者や医療従事者など最前線で活躍されているエッセンシャルワーカーの方々、その御家族等にたいする誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。御自身や御家族がそのような立場におかれたときにどのような気持ちになるか考えて行動いただきますようお願いいたします。

草津市	子ども未来部	幼児課
休園・再開 担当	指導研修係	TEL: 077-561-6878 (直通)

保育料 担当	入所・入園係	TEL: 077-561-2365 (直通)
-----------	--------	------------------------